

令和3年度山形県コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、市町村が新型コロナウイルス感染症緊急対策として個人消費喚起のため、次条に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、市町村に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助事業及び補助対象経費)

第2条 補助事業は、市町村が次条の事業（以下「間接補助事業」という。）に対して経費を補助する事業とし、補助対象経費は、次条の事業者（以下「間接補助事業者」という。）が間接補助事業を行うのに必要な経費のうち、市町村が補助する以下の経費とする。

項目	補助対象経費
コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業	広報費

(間接補助事業、間接補助事業者及び補助金の額)

第3条 間接補助事業、間接補助事業者及び補助内容は次表のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 この補助金の交付対象となる経費は、令和3年4月1日以降にかかる経費とする。

間接補助事業	間接補助事業者	補助内容
コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業として、コロナの感染拡大防止に努めながら個人消費を喚起するために行うセール等の事業	商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会、規約を備えた任意組織等 (ただし、当事業のため、新たに組織する場合の構成員は、中小企業基本法で規定する中小企業者の範囲に限る)、左記事業の事務局を務める組織	市町村が補助する補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、間接補助事業者一団体に対する補助金の額の上限を100千円とする なお、複数団体が共同で実施する場合は団体数に100千円を乗じた額を上限とする

(交付の申請)

第4条 規則第5条に定める補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の控除)

第5条 市町村長は、間接補助事業の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付を申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第6条 知事は、第4条の規定により補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び特別消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は次の各号に掲げる変更とする。

(1) 補助対象経費の3割以内の減額

(2) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別紙3）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（別紙4）を知事に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第9条 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、規則第7条第1項第2号の規定により、補助事業遅延等報告書（別紙5）を知事に提出し指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 規則第12条に規定する補助事業等状況報告書は、次条に定める補助事業等実績報告書の提出をもって代えるものとする。

（実績報告）

第11条 規則第14条に定める補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和4年2月28日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）

（概算払）

第12条 知事が必要と認めるときは、請求に基づき補助金の概算払いをすることがある。

- 2 市町村長は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（別紙6）に概算払いを必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 市町村長は、概算払いにより補助金の交付を受けたときは、遅滞なく間接補助事業者に補助金を交付しなければならない。

（帳簿等の備付等）

第13条 市町村長は、補助事業に係る関係書類を当該補助事業終了年度から起算して5年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 市町村長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別紙7）により、すみやかにその内容を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（書類の提出）

第15条 この補助金に関して知事に提出する書類は1部とし、商業・県産品振興課に提出するものとする。

3 経費の配分

(単位：円)

事業経費区分	事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要する (した)経費 (A)+(B)	負担区分		
			県補助金 (A)	市町村補助金 (B)	間接補助 事業者(C)
広報費					
合計					

4 事業実施による効果（予定又は実績）

- ※ 事業計画書では事業を実施することで期待される効果を記載、事業実績書では計画書と比較した内容及び事業の効果について具体的に記載
- ※ 事業実績書の添付書類：写真、チラシ、その他実施状況がわかるもの
- ※ 任意団体の場合は、規約の写し
- ※ 提出内容に応じて不要な文字は削除すること

収支予算（又は精算）書

《収入の部》

(単位：円)

区 分	予算額	(精算額)	(比較増減)	備 考
県補助金 (市町村一般財源)				
合 計				

《支出の部》

(単位：円)

区 分	予算額	(精算額)	(比較増減)	備 考
補助金				
合 計				

※ 提出内容に応じて不要な文字は削除すること

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住所
名称及び代表者氏名

令和3年度山形県コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業費補助金事業計画
変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、
下記のとおり計画を変更し、補助金 円の追加交付（減額承認）を受けたいので、関係書類
を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(注) 別紙1及び別紙2に準じて作成した書類を添付すること。また、記入にあたっては変更前と
変更後が比較対照できるよう変更前の数量、金額等を上段に括弧書きで記載し、変更後の数
量、金額等を下段に記載すること。

(注) 申請に応じて不要な文字は削除すること。

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住所
名称及び代表者氏名

令和3年度山形県コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業費補助金
補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号及び令和3年度山形県コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

（注）申請に応じて不要な文字は削除すること。

文 書 番 号
令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住所
名称及び代表者氏名

令和3年度山形県コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業費補助金補助事業遅延等
報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助事業について、下記のとおり事故があったので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号及び令和3年度山形県コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住所
名称及び代表者氏名

令和3年度山形県コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求額 金 円

既交付決定額 (A)	受領済額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A)-(B)-(C)	事業完了予定日
円	円	円	円	

2 概算払を必要とする理由
別添理由書及び資金計画書のとおり

3 振込先口座

金融機関名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住所
名称及び代表者氏名

令和3年度山形県コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業費補助金消費税額及び
地方消費税額の確定に伴う報告書

標記補助事業交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。